

浜松市 はますくヘルパー利用事業



家事・子育て等に不安や負担を抱えている妊婦や子育て家庭を対象にヘルパーが訪問し、家事の手伝いや育児相談に乗ります。

● どんなことを手伝ってもらえるの？

- 家事支援 食事の準備や片付け、洗濯や掃除などの日常的な家事
- 育児相談・養育支援 授乳やおむつの相談、育児相談に応じた支援、育児アドバイスなど

対象

浜松市にお住まいの妊婦または3歳未満の乳幼児を養育している保護者（日中身近に支援者がおらず、家事や育児に心配がある方）

利用期間

妊娠中からお子さんが3歳の誕生日を迎える前日まで（親子健康手帳（母子健康手帳）の交付後）

時間・回数

1日2回、1時間単位で最大4時間まで（午前7時～午後7時）
合計利用可能時間数…75時間まで

※多胎児（双子・三つ子など）、未熟児養育医療対象児、または障がい児の養育者は150時間まで

利用料金

有料…事業者の1時間あたりの利用料と交通費から、公費負担額を引いた金額をヘルパー利用後に事業者へお支払いいただきます。

$$\left(\text{事業者設定の1時間あたりのサービスの利用料} - \text{公費負担額} \right) \times \text{利用時間数} + \text{事業者設定の交通費}$$

※事業者の1時間あたりの利用料や交通費、公費負担額については、裏面でご確認ください。

申請方法

ご利用には、事前に申請書の提出が必要です。

各こども家庭センターで申請手続きをしてください。

オンラインでの申請（はままつスマート申請）も可能です。

※オンライン申請（はままつスマート申請）のリンクは、子育て情報サイトぴっぴのホームページに掲載してあります。（右下の二次元コードから遷移できます。）

※窓口受付時間：月～金曜日（12/29～1/3、祝日を除く）午前9時から午後4時30分まで

申請時に必要なもの

○親子健康手帳（母子健康手帳）必須

- 以下は該当者のみ提出が必要です。

【未熟児養育医療対象児を養育している保護者】 養育医療券の写し

【障がい児を養育している保護者】 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、児童通所サービス・障害福祉サービス受給者証、重度心身障害者医療費助成金受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証、特定医療費（指定難病）受給者証のいずれかの写し

【市外から転入した保護者が共に市民税非課税者の場合】 市民税（非課税）課税証明書
申請前年分の課税証明書…申請前年の1月2日以降に浜松市に転入した方が1～6月に申請する場合
申請前年分の課税証明書…申請年の1月2日以降に浜松市に転入した方が7～12月に申請する場合

利用の流れ

申請後、ご自宅に利用承認通知書が届いたら…



利用者様

① 利用予定の1か月前を目安に連絡
（※）ただし緊急で利用したい場合は事業者にご相談ください
（日程・サービス内容等の打ち合せ）

② はますくヘルパー訪問

③ 利用料金のお支払い



受託事業者

その他

具体的な費用など詳細については、子育て情報サイト「ぴっぴ」をご覧ください。（申請書のダウンロードもできます。）

子育て情報サイト



事業者名	株式会社アイケア (あいあい浜松)	公益社団法人 浜松市 シルバー人材センター	ここみドゥーラ
事業所の所在地	中央区高丘東3-38-5	中央区鴨江3-1-10	中央区板屋町692
連絡先	電話番号 414-5577 メールアドレス hoiku@aicare.co.jp HP URL https://www.aicare.co.jp/	電話番号 454-2377 office-h@hamamatu-sjc.com https://hamamatu-sjc.com/	070-1616-7424 doula@kokomi-npo.org https://kokomidoula.jimdofree.com/
1時間あたりの利用料	基本分 平日 (午前7時～午後7時) 2,400円 土・日・祝日・ 12/29～1/3の加算	1,800円 基本分の300円増し	2,700円 基本分の300円増し
交通費	往復0km～15km未満 500円 往復15km～30km未満 600円 往復30km以上 700円 ※事業所からの距離により算出。	往復15km未満 0円 往復15km～30km未満 300円 往復30km以上 500円 ※ヘルパーの自宅からの距離により算出。 ※公共交通機関利用の場合は実費。	1kmあたり20円(往復の距離で算出) 例) 往復20km×20円=400円 ※ヘルパーの自宅からの距離により算出。 ※駐車場がない場合は駐車場代別途必要。
キャンセル料	利用日から2日前(土日祝日除く)の17時以降に連絡の場合、1,300円	利用日から2日前(土日祝日除く)の17時以降に連絡の場合、1,500円 訪問予定日の2日前が土日祝日の場合は、その前の平日の17時までには連絡を下さい。	利用日から2日前(土日祝日含む)の19時から前日17時までには連絡した場合は1,300円、それ以降に連絡した場合は1,650円
訪問範囲	中央区・浜名区(一部地域を除く)	市内全域	中央区・浜名区(一部地域を除く)
訪問日	月～金曜日 (土・日・祝日・12/29～1/3 除く)	月～金曜日 (土・日・祝・12/29～1/3 要相談)	月～金曜日(土・日・祝日 要相談) (12/29～1/3 除く)
備考	(自主事業有 ベビーシッター事業)	▽土・日・祝日、12/29～1/3は、相談に応じます。 (自主事業有 すくすくヘルパー)	▽子育て支援ひろばを運営する子育て支援団体です。 産前産後の不安に寄り添います。 ▽土・日・祝日は、相談に応じます。 ▽原則2時間からのご利用になります (事情により相談に応じます)。
事業者名	産前産後ヘルパー けやき (子育てセンターなかぜ内)	Ohana～sitter～	株式会社 アリスキャリアサービス
事業所の所在地	浜名区中瀬673	中央区高林1丁目	大阪府大阪市北区梅田1-2-2 大阪駅前第2ビル1306
連絡先	電話番号 584-0174 メールアドレス nakaze-h@tenryu-kohseikai.or.jp HP URL https://www.tenryu-kohseikai.or.jp/children/keyaki/	090-5860-9699 sitter.ohana@gmail.com https://www.instagram.com/ohana.sitter/	06-6344-0250 alice-sitter@alice-accs.co.jp https://sitter.studio-alice.co.jp/
1時間あたりの利用料	基本分 平日 (午前7時～午後7時) 2,600円 土・日・祝日・ 12/29～1/3の加算	2,750円 土日祝基本分の330円増し、12/29～1/3基本分の770円増し	2,200円
交通費	なし ※駐車場がない場合は駐車場代別途必要。	往復10km未満 500円 往復10km～20km未満 1,000円 往復20km～30km未満 1,500円 30km以上は1km50円 ※ヘルパーの自宅からの距離により算出。 ※駐車場がない場合は駐車場代別途必要。	※ヘルパーの自宅からの距離により算出。 ※公共交通機関利用の場合は実費。
キャンセル料	利用日から2日前(土日祝日除く)の17時以降に連絡の場合、1,100円	利用日から3日前(土日祝日含む)から前日17時まで利用料の50% 利用前日17時～当日は利用料の100%	利用開始48時間前から2時間前まで利用料の50% 利用開始2時間前から開始前まで利用料の50%+交通費 利用開始時間以降、利用料の100%+交通費
訪問範囲	浜名区(旧浜北区) 中央区(笠井・積志)	市内全域	市内全域
訪問日	月～金曜日 (土・日・祝日・12/29～1/3 除く)	月～日曜日	月～金曜日 (土・日・祝日・12/29～1/3除く)
備考	▽保育士の資格を持った職員がいます! ▽訪問エリア外については相談に応じます。	▽2時間からのご利用になります。 ▽夏季休暇(8/10～8/18)、春季休暇(3/24～4/6)は料金が異なるため要相談になります。	▽令和6年6月～利用できます。 ▽家事支援の「調理」は実施していません。 ▽2時間からのご利用になります。 ▽事業者サイトからの利用者、お子さんの登録が必要です。 (会員登録に必要な情報) ご本人の確認証(写真付き、ない場合公共料金支払明細書)。クレジットカード情報。浜松市はますくヘルパー利用事業利用承認通知書。 (お子様の登録に必要な情報) お子様のお写真、お子様の確認証(保険証、出産前の場合は親子健康手帳(母子健康手帳))。

公費負担額

● 利用1時間につき、1,500円を公費負担します。

※市民税非課税世帯及び生活保護受給世帯に該当する方は、1時間につき1,800円を公費負担します。

< 受託事業者に支払う利用料金のイメージ >

$$\left(\text{事業者設定の1時間あたりのサービスの利用料} - \text{公費負担額} \right) \times \text{利用時間数} + \text{事業者設定の交通費}$$

利用される方へのお願い

- 原則、利用される方の自宅で、日常的に行う家事や育児のサポートを行います。
※留守番やはますくヘルパーひとりでのお子さんのお世話、お子さんへの医療行為はできません。
- 哺乳瓶、おむつ、沐浴時のタオル、調理道具、掃除道具などは、利用される方の自宅にあるものを使用します。
- キャンセルの連絡は、直接受託事業者へ連絡してください。
※キャンセルには、日程・時間の変更も含まれます。
※事業者が指定する期日までに、キャンセルの連絡がない場合は、事業者の指定するキャンセル料をお支払いいただきます

* ご不明な点などがありましたら、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

問合せ

浜松市役所 こども家庭部 子育て支援課 家庭支援グループ

TEL (053)457-2793

E-mail kosodate@city.hamamatsu.shizuoka.jp